平成２１年（フ）第１４６８５号
神奈川県秦野市平沢162―６
債務者　松澤まさみ
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４６８６号
東京都渋谷区代々木４丁目28―10―302
債務者　宮部　高光
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４６８７号
神奈川県横浜市中区石川町３丁目114―102
債務者　篠木　明美
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４６８８号
神奈川県横浜市港北区綱島東３丁目２－４－202
債務者　菊池　淳也
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７０５号
東京都武蔵野市御殿山２丁目20―１　信愛荘102、住民票上の住所東京都武蔵野市御殿山２丁目20―１　信愛荘２
債務者　菊池　一真
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７３１号
東京都板橋区弥生町６―１
債務者　宅間　五男
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７３２号
富山県富山市大町143―２―201
債務者　内山　勉
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７３３号
東京都武蔵村山市緑が丘1460―44―402
債務者　藤本　克子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７３４号
東京都板橋区仲宿30―10
債務者　伊藤　朝子（旧姓大河内）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７３５号
千葉県市原市白金町２丁目11―１―203
債務者　瀬尾　友了
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７３６号
東京都北区岩淵町39―35―501
債務者　添田　英紀
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７３７号
秋田県能代市二ツ井町梅内字前田165
債務者　藤田　幸貴
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７３８号
東京都江東区南砂１丁目18―１―215
債務者　杉本しのぶ（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７３９号
埼玉県幸手市上高野１丁目26―16
債務者　岡本　尚子（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７４０号
東京都大田区蒲田２丁目７―16　Ｎビル301
債務者　松本　麻紀（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７５６号
埼玉県比企郡川島町大字一本木270―１
債務者　天沼由美子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部